

平成 22 年 8 月 16 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（20-90-155）に関する対応について

標題について、平成 21 年 7 月 13 日付で本委員会が実施した勧告に対して貴職が下記のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

記

1. 確認内容

- (1) 全 26 実施機関におけるリスト及びレセプト本体による点検の実施状況調査を行ったこと。
- (2) 上記(1)の調査によって点検を行っていない機関があることを確認したこと。
- (3) 上記(2)を踏まえ、次のような改善措置を講じたこと。
 - ① 担当者説明会を開催した（平成 21 年 8 月）。
 - ② レセプトの資格点検業務の処理手順の標準化、処理の徹底を図った（平成 21 年 10 月）。
 - ③ 十分な引継ぎが行われず、処理方法が曖昧となっていたものについて、当面の処理体制についての標準を示し、かつ、管理職に処理状況を管理させることによって、保存年限内の未処理分等のレセプトの資格点検業務の処理の徹底を図った。
 - ④ 担当者の意見集約を行い、現状でのリストの効率的な処理手順方法を検討し、各区へ周知した。
- (4) 平成 20 年度分のリスト（257,700 件）の点検を行い、697 件 34,104,733 円の再審査請求を行ったこと。
- (5) 平成 22 年度に、ケースワーカーとして約 220 名の任期付職員を採用する（うち 124 名は 5 月 1 日付で採用済）とともに、嘱託職員を 4 月 1 日付で 53 名採用して各区に配置し、申請受付時の予備面接、システム入力補助、未収金に関する書類の送付等、業務端末から出力されるリストによるレセプトの抽出・確認・点検等の業務を行う等体制の強化を図ったこと。

(参考) 勧告の内容

- ①レセプトエラーリスト等を活用したレセプト原紙の照合・点検及び再審査等請求の手続が、厚生省通知及び大阪市生活保護システム運用マニュアルに基づいて適正に実施されているか否かについて、全ての区保健福祉センター等において調査するとともに、組織として適切な管理が行われるよう努められたい。
- ②上記①の調査において、照合・点検及び再審査等請求等の手続の不備が判明した場合は、保存年限内の資料に基づいて、過去に遡って必要な処理を実施されたい。